

空家に関するトラブルが増えています！！

(注) 誰しも空家の相続人となる可能性があります。

瓦が飛んだり…

倒壊

したり…

空家を放置すると

危険

です！！

草木が繁茂して
害虫が発生…

不法侵入や
放火のおそれも

空家が第三者へ被害を与えた場合は、相続人を含む所有者へ
損害賠償を請求される可能性があります。



名義変更がされず放置された場合**相続トラブル**にも…

トラブルを避けるためには **定期的な管理・名義変更** が大切です。

★空家に関する相談窓口★

南島原市 都市計画課 Tel. 0957-73-6677